警備業総合補償制度

警備業者賠償責任保険団体制度

加入期間(保険期間)

令和5年6月1日午後4時から令和6年6月1日午後4時までの1年間中途加入:令和5年7月以降毎月1日午後4時~令和6年6月1日午後4時まで

令和5年度警備業総合補償制度の改定点

(1) 口座振替日(引去日)の改定 ※引去日が土日祝日の場合は翌営業日 【令和4年度契約(令和4年6月1日から令和5年6月1日)】 加入月2か月後の27日(初回引去日2022年8月29日、以後毎月27日)

【令和5年度契約(令和5年6月1日から令和6年6月1日)】 加入月2か月後の12日(初回引去日2023年8月14日、以後毎月12日)

(2) 加入手続きの締切日

【令和4年度契約(令和4年6月1日から令和5年6月1日)】 保険期間開始前月<u>20日</u>

【令和5年度契約(令和5年6月1日から令和6年6月1日)】 保険期間開始前月10日

(3) 特約⑥鍵再作成費用補償特約の支払限度額の選択肢追加 【令和4年度契約(令和4年6月1日から令和5年6月1日)】

1事故·保険期間中: <u>500万円</u>

【令和5年度契約(令和5年6月1日から令和6年6月1日)】

1事故・保険期間中:500万円/1,000万円/2,000万円から選択

黒字:現行内容 赤字:改定内容



パンフレットの内容は全国警備業協会のホームページ (http://www.ajssa.or.jp/hoken/)からも閲覧可能です。是非ご覧ください。

QRコード*での アクセスはこちらから



※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



本制度独自の補償

①警備契約書拡張補償特約

警備契約書に記載された、警備業務に付随する業務※により、他人の身体障害・財物損壊が発生した場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※警備業法に規定されていない業務を含みます。ただし、警備契約 書に記載されたものに限ります。

事故概要	推定損害額
店舗でカートをまとめて回収していたところ 誤って店舗内壁を傷付けた。	約15万円

基本補償



支払限度額

免責金額(1事故)

全警協制度 独自補償 警備契約書に記載された警備業務に 付随する業務

1名·1事故:1,000万円

なし

警備契約書 拡張補償特約 について

委託された業務はしっかりと警備契約書に記載しましょう

一般的な警備業賠償責任保険では、警備業法に基づく業務によって発生した法律上の賠償責任しか補償されません。全警協の警備業総合補償制度には、独自の補償として「警備契約書拡張補償特約」が付帯されており、警備契約書に記載された、警備業務に付随する業務によって発生した法律上の損害賠償責任についても、補償対象になります。委託された業務はしっかりと警備契約書にご記載ください。

②鍵再作成費用補償特約

警備契約書に記載された警備対象物に鍵が含まれており、警備対象物 であるその鍵の損壊 (紛失・盗取を含みます。) により、被保険者が法律 上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故概要	推定損害額
警備対象施設より預かっていたマスターキーを紛失した。 影響する出入口200箇所のシリンダー及び鍵の交換費用を 賠償した。	1,000万円 (@5万円×200筒所)

オプション付帯可能



支払限度額

免責金額(1事故)

1事故・保険期間中:500万円/1,000万円/2,000万円 から選択

なし

このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット「警備業総合補償制度のご案内」をご覧ください。

制度運営団体

一般社団法人全国警備業協会

〒163-0632 東京都新宿区西新宿1丁目25-1 新宿センタービル32階

制度幹事代理店

株式会社たいよう共済

東京都千代田区平河町2丁目3-6平河町共済ビル3階

制度幹事保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

制度非幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 お問合わせ先(代理店・扱者)